

特別養護老人ホームトータス  
短期入所介護料金・介護予防短期入所介護料金(1割負担)

※2割負担の方は介護保険部分は2倍・3割負担の方は介護保険部分は3倍となります。(単位:円)

負担段階区分 第1段階

令和4年10月1日改定

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者)

認定	基本	夜勤職員配置加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	523	/		300	820	1,649
要支援2	649					1,775
要介護1	696	20	6	300	820	1,842
要介護2	764					1,910
要介護3	838					1,984
要介護4	908					2,054
要介護5	976					2,122

負担段階区分 第2段階

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)

認定	基本	夜勤職員配置加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	523	/		600	820	1,949
要支援2	649					2,075
要介護1	696	20	6	600	820	2,142
要介護2	764					2,210
要介護3	838					2,284
要介護4	908					2,354
要介護5	976					2,422

負担段階区分 第3段階①

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方)

認定	基本	夜勤職員配置加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	523	/		1,000	1,310	2,839
要支援2	649					2,965
要介護1	696	20	6	1,000	1,310	3,032
要介護2	764					3,100
要介護3	838					3,174
要介護4	908					3,244
要介護5	976					3,312

負担段階区分 第3段階②

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方)

認定	基本	夜勤職員配置加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	523	/		1,300	1,310	3,139
要支援2	649					3,265
要介護1	696	20	6	1,300	1,310	3,332
要介護2	764					3,400
要介護3	838					3,474
要介護4	908					3,544
要介護5	976					3,612

負担段階区分 第4段階

(負担段階区分 第1~3段階以外の方)

認定	基本	夜勤職員配置加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	523	/		1,445	2,006	3,980
要支援2	649					4,106
要介護1	696	20	6	1,445	2,006	4,173
要介護2	764					4,241
要介護3	838					4,315
要介護4	908					4,385
要介護5	976					4,453

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1月当たり介護保険1割負担合計額の8.3%
  - ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1月当たり介護保険1割負担合計額の2.3%
  - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月当たり介護保険1割負担合計額の1.6%
  - ・地域区分 処遇改善加算を含む1月当たり介護保険1割負担合計の5.5%
- ※私物家電製品電気代 1品目につき1日 53円  
テレビレンタル電気込み 1日 105円  
療養食加算(療養食が必要な方) 1食 8円(1日3回を限度)  
送迎加算 片道1回 184円  
空床利用時、看護体制加算 1日 8円  
緊急短期入所受入加算 1日 90円(7日間限度)  
若年性認知症受入加算 1日 120円(40歳～65歳)  
長期利用者提供減算 1日 -30円
- ◎要支援者は夜勤職員配置加算対象外